

意匠出願の加速審査試行作業方案

1. 經濟部智慧財産局（以下「本局」という）は、意匠出願について更に多元的で柔軟な審査方式を提供するため、「意匠出願の加速審査試行作業方式」（以下「本方案」という）を制定し、意匠の加速実体審査の請求を受理するものとする。
2. 試行期間
本局は 2023 年 9 月 1 日より本方案の請求を受け、試行期間は 2024 年 12 月 31 日までとする。本局は試行状況を踏まえて引き続き実施を継続するか又は本方案を改訂するかを検討する。
3. 方案内容
 - (一) 請求期間
意匠出願について本局よりまもなく初審の実体審査に入る旨の通知がきたあとから第 1 回目の審査意見通知書を受け取る前の期間。
 - (二) 請求方法
本方案を請求する場合、本局規定の電子方式で行い、関連の証明書類を添付しなければならない。試行期間においては、本方案の請求手数料を免除する。
 - (三) 請求事由
 1. 事由 1：第三者による商業上の実施
出願人は事由 1 により加速審査を請求する場合、第三者が商業上の実施を行った証明書類（例：商品カタログ、新聞・雑誌等）を添付し、当該第三者の情報、実施行為及びその開始時間を明記しなければならない。
 2. 事由 2：加速審査を請求する意匠が国内外の著名なデザイン賞を受賞
出願人は事由 2 により加速審査を請求する場合、出願人の名称と一致した賞状及び受賞デザインの外観に対応した証明書類を添付しなければならない。本事由が受理するデザイン賞は以下のとおり：
 - (1) 台湾 Golden Pin Design Award
 - (2) ドイツ if Design Award
 - (3) ドイツ Red Dot Design Award

- (4) 日本 Good Design Award
- (5) 米国 International Design Excellence Awards, IDEA

3. 事由 3：スタートアップ企業の意匠出願

出願人が事由 3 により加速審査を請求する場合、各スタートアップ企業は同一年に 3 件の請求を上限とする。

本方案が適用されるスタートアップ企業は、台湾の会社法又は外国の法律に基づいて組織された設立登記 8 年未満の事業者とする。会社設立期間は当該会社設立の日から意匠出願日までで計算して、8 年未満の者。前述の期間の計算について、優先権を主張したものである場合、最も早い優先日を基準とする。

出願人が外国企業の場合、外国企業の設立日を証明する書類を中国語の翻訳付きで提供しなければならない。当該証明書類が正本でない場合、誓約書を提出すること。